



露店等で消火器の設置が義務化

藤沢市火災予防条例の一部改正により、多数の方が集合するイベントに露店等を出店する際、火を使用する器具等を使用する場合は、消火器を準備することが義務となりました。



《ガソリン携行缶の取扱い》

- 1 ガソリンを入れる容器は、金属製の容器でなければいけません。
 - 2 直射日光が当たる場所や、車内等での保管は大変危険です。
 - 3 携行缶のキャップは、正しい手順で開口してください。(裏面参照)
- ※ ガソリンは非常に引火しやすく、また、気化したガソリンは爆発して事故を引き起こすおそれがあります。

《発電機の取扱い》

- 1 風通しの良い地面に置きましょう。
- 2 物を載せたり、まわりに物を置かないでください。
- 3 給油時、エンジンを停止しましょう。

《プロパンガスボンベの取扱い》

- 1 屋外で使用する場合は、強風や煮こぼれ等でガスの火が消えることがあります。ガス漏れに注意しましょう。
- 2 ボンベは転倒防止のため、平らな場所に置くようにしてください。また、火気から2m以上離して置くようにしましょう。
- 3 ゴムホースのヒビ割れ等を点検し、しっかりと取付けましょう。

《その他》

消火栓や防火水槽等の周囲に、露店等は設置しないでください。

問い合わせ先：藤沢市消防局 予防課・査察指導課・警防課

TEL 0466-25-1111

参考：ガソリン携行缶開口手順

※ 作業手順を誤ると、ガソリンが噴出して大変危険な状況になります。



①元のネジ部を少し緩め
缶内の圧縮空気を抜く。



②空気が全て抜けたら
ノズルを本体から分離。



③ネジ部と平キャップを
ここで分離する。



④ノズルを接続する。



携行缶の種類によって、圧力調整ネジが付いているものがあります。作業手順が異なる場合があります。必ず取扱説明書等で確認しましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

露店等で用いられる火気器具等の例

ガス器具



コンロ

フライヤー

まき, 炭



七輪

電気を熱源とする器具



ホットプレート